

中国電力からの**重要**なお知らせ

電気料金メニュー 「低圧季節別時間帯別電力」の 料金単価等について

2023年4月1日からの電気料金の見直しについて、当社ホームページ等ですすでにお知らせしていますが、中国電力ネットワーク株式会社による2023年4月1日からの託送料金等の見直し内容が確定したことから、その見直し後の内容を反映した料金単価等について、お知らせします。

当社は、これまで以上に徹底した経営効率化にグループを挙げて取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、低圧季節別時間帯別電力は、新規のご契約が僅少なため、2023年3月末で新規受付を終了します。(現在、低圧季節別時間帯別電力でご契約中の場合は、引き続きご契約を継続いただけます。)

2023年4月1日からの見直し内容

2023年4月1日から、低圧季節別時間帯別電力の料金単価は下表②のとおりとなります。

【低圧季節別時間帯別電力】

		単位	①現行の料金単価 +燃料費調整単価 (再掲:燃料費調整単価)	②4/1からの 料金単価 【託送料金見直し反映後】	差 (②-①)	《参考》	
基本 料金	最初の3kWまで	1契約 につき	3,498円00銭 ^注	3,774円65銭	+276円65銭	③11/25公表済 の料金単価	託送料金見直し による影響 (②-③)
	3kW超過	1kW につき	1,111円00銭 ^注	1,202円85銭	+91円85銭	3,497円45銭	+277円20銭
電力量 料金	昼間時間 8時～22時 まで	夏 季	1kWh につき	21円46銭 (3円19銭)	28円87銭	1,110円45銭	+92円40銭
		その他季	1kWh につき	19円40銭 (3円19銭)	27円15銭	28円46銭	+0円41銭
	夜間時間 22時～8時まで		1kWh につき	13円60銭 (3円19銭)	25円80銭	26円74銭	+0円41銭
					+12円20銭	24円79銭	+1円01銭

(注)力率割引・割増は加味していません。

※1. 上記の料金単価はすべて、消費税等相当額(税率10%)を含みます。

※2. ①の料金単価には、2022年7月～9月の貿易統計価格に基づいて算定した燃料費調整単価(()内に再掲)を含み、
②・③の料金単価には、燃料費等調整単価を含みません。

※3. ③の料金単価は、託送料金見直し反映前のものです。

※4. 実際のご請求金額には、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※5. 2023年4月1日を含む料金算定期間のご請求金額は、日割計算により算定します。

【参考】具体的な料金算定方法

区 分		現行の料金算定式	見直し後の料金算定式	
基本料金	最初の3kWまで	3,498円00銭(1契約につき)	3,774円65銭(1契約につき)	
	上記をこえる1kWにつき	1,111円00銭 × 契約電力	1,202円85銭 × 契約電力	
	計	上記各金額の合計 × 力率割引・割増	上記各金額の合計	①
電力量 料金	昼間時間	18円27銭 × ご使用電力量(昼間・夏季)	28円87銭 × ご使用電力量(昼間・夏季)	
	その他季	16円21銭 × ご使用電力量(昼間・その他季)	27円15銭 × ご使用電力量(昼間・その他季)	
	夜間時間	10円41銭 × ご使用電力量(夜間)	25円80銭 × ご使用電力量(夜間)	
	計	上記各金額の合計	上記各金額の合計	②
燃料費等 調整額	燃料費調整額	▲3円81銭 × ご使用電力量	▲7円00銭 × ご使用電力量	③
	離島ユニバーサルサービス調整額	—	—	④
再生可能エネルギー発電促進賦課金		3円45銭 × ご使用電力量(円未満切捨て)	3円45銭 × ご使用電力量(円未満切捨て)	⑤
ご請求金額		①+②+③+⑤(円未満切捨て)	①+②+③+④+⑤(円未満切捨て)	

※1. 上記の料金単価は消費税等相当額(税率10%)を含みます。

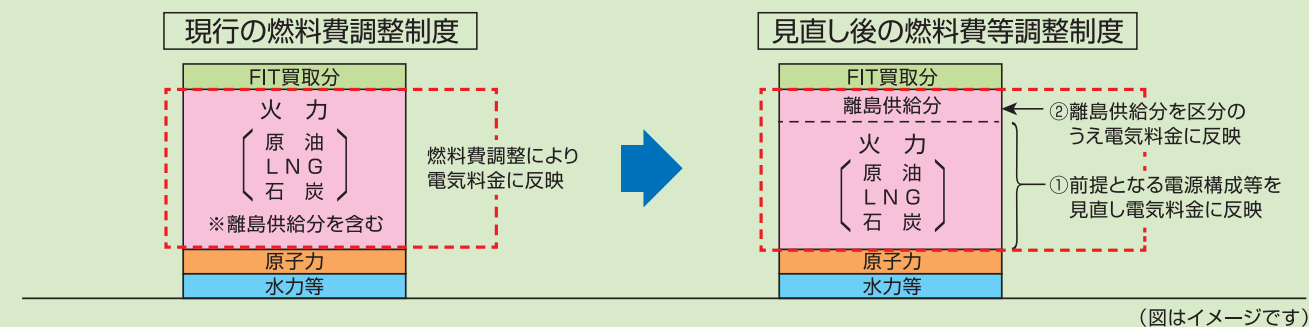
※2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費等調整単価は2023年4月分の単価としています。

なお、燃料費等調整単価には政府が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による値引き(▲7.0円/kWh)を含みます。



燃料費調整制度の見直しについて

- ・燃料費調整制度とは、原油、LNGおよび石炭の燃料価格の変動を、あらかじめ定めたルールにより、電気料金に反映させる制度です。
- ・2023年4月1日実施予定の料金見直しでは、燃料費調整制度について、以下の見直しを行います。
 - ①前提となる電源構成比等の見直しによる基準燃料価格等の見直し
 - ②離島供給に係る燃料費変動(離島ユニバーサルサービス調整)を区分
- ・今回の見直しにより、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定した額を燃料費等調整額として、電力量料金に反映します。
- ・あわせて、2023年4月1日以降のご使用分から、他の自由料金メニューと同様に燃料費調整の上限を廃止します。



①電源構成比等の見直し

- ・現行の燃料費調整諸元を設定した2008年度以降、再生可能エネルギーが増加したことおよび、火力発電の休廃止や三隅2号機の運転開始等を踏まえ、燃料費調整の算定諸元となる電源構成比や基準燃料価格等を見直します。

	構成比			基準燃料価格	基準単価
	原油	LNG	石炭		
現行	15%	19%	66%	26,000円/kl	24銭5厘
見直し後	4%	14%	82%	80,300円/kl	21銭2厘
差	▲11%	▲5%	+16%	+54,300円/kl	▲3銭3厘

②離島ユニバーサルサービス調整

- ・従来、燃料費調整に含まれていた離島供給に係る燃料価格変動について、離島ユニバーサルサービス調整額として区分して設定します。
- ・なお、これによりお客さまに追加の料金負担が生じるものではありません。

【燃料費等調整額の算定諸元】

燃料費調整単価	現行		見直し後	
	基準燃料価格		基準燃料価格(上限)	
燃料費調整単価	基準燃料価格		26,000円/kl	
	基準燃料価格(上限)		39,000円/kl	
	基準単価		24銭5厘	
	換算係数		21銭2厘	
離島ユニバーサルサービス調整単価	α(原油)		0.1543	
	β(LNG)		0.1322	
	γ(石炭)		0.9761	
	離島基準燃料価格		79,300円/kl	
	離島基準燃料価格(上限)		119,000円/kl	
	離島基準単価		1厘	
	α(原油)		1.0000	
	β(LNG)		0.0000	
	γ(石炭)		0.0000	

※規制料金の認可後、その内容を踏まえて、上記の算定諸元を見直す場合があります。

よくあるご質問にお答えします

Q1

なぜ、料金単価等の見直しを行うのですか？

A1

当社は、東日本大震災以降も徹底した効率化を進め料金水準を維持してまいりましたが、昨今の燃料価格や電力市場価格の急激な高騰による影響は企業努力で対応できる限界を大きく超えていることから、電気料金単価等の見直しを行うこととしました。

あわせて、中国電力ネットワーク株式会社が2023年4月1日に実施する、託送料金の見直しについても反映させていただきます。

当社は、これまで以上に徹底した経営効率化にグループを挙げて取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

Q2

託送料金とはどのようなものですか？

A2

電気料金には、お客さまへの電気の供給に必要な送配電設備の利用料金である託送料金を含んでいます。

中国電力ネットワーク株式会社が2023年4月1日に実施する託送料金の見直しにより、電気料金に含まれる託送料金相当分は以下のとおり変更となります。

なお、中国電力ネットワーク株式会社は、今回の見直し後の託送料金について、コスト効率化を最大限織り込んだうえで、電力の安定供給や品質維持のために必要な高経年化対策に加え、脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンス強化、デジタル化等の環境変化に対応する送配電ネットワークの次世代化の構築に取り組んでいくために必要となる費用を織り込んだものとしています。

	単 位	現 行	見直し後 [差]
託送料金平均単価 (低圧)	1kWhにつき	9円11銭	10円59銭 [+1円48銭]

※1. 上記の託送料金平均単価は消費税等相当額(税率10%)を含みます。

※2. 電気料金に含まれる託送料金相当額は、月々のご使用電力量×上記の単価により算出いただけます。

Q3

見直し後の内容で中国電力と契約する場合、申請等が必要ですか？

A3

お客さまから申請等をしていただく必要はありません。

Q4

燃料費調整の上限を廃止するのはなぜですか？

A4

他の自由料金メニューには燃料費調整の上限となる燃料価格を設定していないため、「低圧季節別時間帯別電力」も同様に、2023年4月1日以降のご使用分から上限を廃止することとしました。

料金以外の供給条件の見直しについて

業務効率化等のための見直し

■燃料費調整の上限の廃止

現行は、燃料費調整の上限となる燃料価格を設定していますが、2023年4月1日以降のご使用分から、他の自由料金メニューと同様に上限となる燃料価格を廃止します。

■制限中止割引の廃止

一般送配電事業者の都合によりお客さまの電気の使用が制限または中止される場合（自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電）に、その1日につき基本料金等を4%割引する制限中止割引を廃止します。

■力率割引・割増の廃止

現行は、力率が85%を上回る場合は基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は基本料金を5%割増しすることとしていますが、現在は、コンデンサ内蔵機器がほとんどであり、ほぼ全てのご契約が割引対象であることなどから、力率割引・割増を廃止します。

なお、力率割引・割増の廃止については、電気特定小売供給約款（低圧電力等の規制料金）の認可後に実施します。

※実施時期については、決まり次第、当社ホームページ等でお知らせします。

■延滞利息の経過措置の廃止

2017年4月に早遅収制度から延滞利息制度へ見直しを行った際に設定した経過措置（延滞利息は年3%を上限とすること）について、既に相当期間を経過していることから廃止します。

■再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費等調整単価のお知らせ方法の変更

当社事業所の集約化やインターネットの普及等を踏まえ、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費等調整単価のお知らせ方法を、事業所掲示から当社ホームページ等への掲載に変更します。

■解約に係る取扱いの見直し

業務運営の効率化を図るため、「解約日当日中に、お客さまがその理由となった事実を解消のうえ同一の条件で契約を希望される場合は、契約が継続するものとみなす」ことを新たに規定します。

■2016年3月31日までに新規契約されたお客さまの規定内容の見直し

2016年3月31日までに新規契約されたお客さまについて、2016年4月1日以降に新規契約されたお客さまと同様に、料金のお支払期限を超過してもお支払いいただけない場合は、供給の停止を経ずに、契約を解約させていただきます。

また、お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合などに、電気の供給を停止した際は、料金の日割計算による減額は行ないません。

料金以外の供給条件の見直しについて

制度・法令変更に伴う見直し

■配電事業者の規定

2022年4月から、配電事業者が、特定区域において系統運用を行うことが可能となったことを踏まえ、当該区域のお客さまにも選択約款を適用することを規定します。

■指定区域に離島等供給約款が適用される場合の契約期間の規定

2022年4月から、山間地等の独立した特定区域（指定区域）が、一般送配電事業者の離島等供給約款の対象となったことを踏まえ、当該区域のお客さまとの契約期間の終期は、原則として、離島等供給が開始される日の前日とすることを規定します。

■需給契約の単位の見直し

託送供給等約款において、契約の単位の規定が見直されたことから、需給契約の単位の規定を見直します。

■蓄電池の規定

電気事業法上、一定規模以上の系統用蓄電池を用いた蓄電事業が「発電事業」と位置付けられることに伴い、契約申込時の申出事項等に、蓄電池を追加します。

■法令等の名称を変更

再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る法令名の変更等を反映します。

詳しくは、当社ホームページに掲載しています。

<料金以外の供給条件の見直し>

<https://www.energia-support.com/pricerevision/detail.html>



中国電力からのお知らせ

不審な電話について

現在、自動音声ガイダンスで電気料金に関するアンケートを行う不審な電話がかかってきたという情報等が多く寄せられています。**当社および関係会社では、そのようなアンケートは実施しておりませんので、くれぐれもご注意ください。**

